

## 不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業に係る換地処分公告が令和4年1月14日になされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、公告があった日後から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので、御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和4年1月17日から 令和4年4月28日まで (予定)	亶理郡亶理町逢隈高屋字 鳥の海の全部、同字道下、 鷹野森、谷地中、新谷地、 谷地、倉東、新篠子橋、 鳥西、鳥東、鳥屋崎、荒 浜字星、長瀬字新谷地、 新海岸の各一部  (仙台法務局名取出張所管轄)	土地改良事業